

西条市農業委員会 令和8年度 第1回総会 議事録

1. 日 時 令和8年4月6日(月) 午後2時00分から午後2時57分まで

2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員29名

4. 農業委員 出席者 23名 欠席者 1名 出席率 95.8%
推進委員 出席者 27名 欠席者 2名 出席率 93.1%

○農業委員出席者氏名

| | | | | | | |
|------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 会 長 | 8番 | 加藤 茂 | | | | |
| 会長代理 | 23番 | 真鍋 美鈴 | | | | |
| 委 員 | 1番 | 越智 一志 | 10番 | 篠森 均 | 18番 | 山内ふさえ |
| | 2番 | 明比 典正 | 11番 | 真鍋 覚 | 19番 | 徳永 耕治 |
| | 3番 | 徳増 靖記 | 12番 | 武方 謙一 | 20番 | 宇佐美好正 |
| | 4番 | 一色 達夫 | 13番 | 鈴木 伸二 | 22番 | 岡田 貴洋 |
| | 5番 | 白木あゆみ | 14番 | 武田 弘文 | 24番 | 宇野 嘉秀 |
| | 6番 | 藤田 孝明 | 15番 | 武田 喜義 | | |
| | 7番 | 近藤 明弘 | 16番 | 曾我部英樹 | | |
| | 9番 | 長谷川孝師 | 17番 | 武田 安博 | | |

○欠席者氏名

21番 余吾 秀俊

○推進委員出席者氏名

| | | | | | | |
|-----|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 委 員 | 1番 | 寺田 昌直 | 11番 | 近藤 仁志 | 22番 | 佐山 林壱 |
| | 2番 | 一色 信之 | 12番 | 真田 克彦 | 23番 | 黒河 祐二 |
| | 3番 | 加藤 武司 | 13番 | 平木 克彦 | 25番 | 佐伯 保親 |
| | 4番 | 高橋 滝雄 | 14番 | 中川 英隆 | 26番 | 佐伯 静雄 |
| | 5番 | 伊藤 龍二 | 15番 | 武田 義臣 | 27番 | 玉井 隆志 |
| | 6番 | 伊藤 正夫 | 16番 | 山田 好一 | 28番 | 桑原 俊樹 |
| | 7番 | 日野 哲也 | 17番 | 垂水 久明 | 30番 | 日野 貴文 |
| | 8番 | 宮武 恭宏 | 19番 | 菅 辰郎 | | |
| | 9番 | 岡本 省三 | 20番 | 高木 秀昭 | | |
| | 10番 | 安藤 英利 | 21番 | 高橋 寿夫 | | |

○欠席者氏名

24番 渡部 靖 29番 小倉 謙治

5. 議案について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
議案第4号 農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について
議案第5号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
議案第6号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について
議案第7号 令和8年度最適化活動の目標の設定等（案）について
報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局及びその他の職員

○農業委員会事務局

| | | | |
|--------|-------|---------|------|
| 事務局長 | 渡邊賢一郎 | 西部分室長 | 高橋徹也 |
| 事務局次長 | 酒井祐吾 | 事務局担当次長 | 橋田勇作 |
| 事務局副主査 | 遠藤竜彦 | | |

7. 議事内容

| | |
|-----|---|
| 事務局 | 皆さまこんにちは。定刻が参りましたので、ただ今から令和8年度第1回総会を開催いたします。 皆さま、ご起立をお願いいたします。一同「礼」。ご着席ください。 はじめに、加藤会長がご挨拶を申し上げます。 |
| 会長 | 【会長挨拶】 |
| 事務局 | ありがとうございました。先ほど会長の挨拶にもありましたとおり農業委員会事務局の異動職員の紹介をさせていただきます。 【異動者の紹介】 それでは議事に入らせていただきます。議事の進行は、農業委員会会議規則の規定によりまして会長が行うこととなっております。加藤会長、よろしく願いをいたします。 【会長、議長席に着く】 |
| 議長 | それでは、私が本日の議事進行を務めさせていただきます。これより先は着座にて進行しますので、よろしくご審議をお願いいたします。 それでは、ただ今から令和8年度第1回西条市農業委員会総会を開会いたします。 |

【議事録署名人及び書記の指名】

議長 まず、議事録署名人の指名を私の方からしたいと思います。宇野嘉秀委員、越智一志委員の両委員をお願いをいたします。

本日欠席届が出ておりますので報告をいたします。まず、農業委員からは、21番 余吾秀利委員、また、農地利用適化推進委員からは、24番 渡部 靖委員、29番 小倉謙治委員から出ておりますのでご報告をいたします。

ただ今の出席農業委員数は、23名であります。よって農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立することをご報告申し上げます。

書記については、事務局の橋田、遠藤の両君をお願いをいたします。それでは、議事に入ります。

農地法第3条関係

議長 まず、農地法第3条関係、議案書につきましては3ページになります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

まず、1号について審議をいたします。

〇〇委員は、本件譲受人の配偶者にあたり、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に抵触するため、一旦ご退席願います。

(〇〇委員 退室)

それでは、議案内容について事務局より説明をいたします。

事務局 事務局の酒井です。よろしくお願ひいたします。

それでは失礼して、着座にて議案のご説明をさせていただきます。

議案内容についてご説明する前にお詫びがございます。

お手元にお配りしておりますこれらの資料ですが、議案書の48ページと55ページになりますが、それぞれ下線を付した箇所に誤りがありましたので、差替えをさせていただきます。申し訳ございませんでした。

それでは失礼して、ご説明させていただきます。

議案書4ページをご覧下さい。

1号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から

3年間の賃借権の設定を受けようとする申請でございます。
以上1件、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
ただ今事務局から説明がありました1件であります、本案件について、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

地区委員 1号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。
地元の委員さんからは問題なしということではありますが、この件について、ほかにご意見、ご異議等はございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。
「異議なし」ということですので、以上1件を原案どおり許可することといたします。
以上で、〇〇委員に関する案件は終了いたしましたので、入場を認めます。〇〇委員さん、お入りください。

(〇〇委員 着席)

議長 つぎに、2号について審議をいたします。
本件について、〇〇委員は当事者本人であり、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に抵触するため、一旦ご退席願います。

(〇〇委員 退室)

議長 それでは、議案内容について事務局より説明をいたします。

事務局 引き続き議案書4ページをご覧ください。
2号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。
以上1件、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

以上1件であります。これについて、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

地区委員 2号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。

地元の委員さんからは問題なしということですが、ほかに、ご意見、ご異議等はございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

「異議なし」ということですので、以上1件を原案どおり許可することといたします。

以上で、〇〇委員に関する案件は終了いたしましたので、入室を認めます。〇〇委員さん、お入りください。

(〇〇委員 着席)

議長 つぎに、3号について審議をいたします。

本件について、〇〇委員は申請人にあたり、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項に該当することから、一旦ご退席願います。

(〇〇委員 退室)

事務局より説明をいたします。

事務局 議案書4ページをご覧ください。

3号は、〇〇の〇〇氏が申請地に隣接する田への進入のため、〇〇の〇〇氏が所有する申請地に地役権を設定しようとする申請でございます。

以上、1件ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

以上1件であります。これについて、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

地区委員 3号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。
地元の委員さんからは問題なしということではありますが、ほかに、ご意見、ご異議等はございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。
「異議なし」ということですので、以上1件を原案どおり許可することといたします。
以上で、〇〇委員に関する案件は終了いたしましたので、入室を認めます。〇〇委員さん、お入りください。

(〇〇委員 着席)

議長 審議を再開いたします。
残りの15件について、事務局から説明いたします。

事務局 それでは、議案書4ページをご覧ください。
4号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、5年間の使用貸借権の設定を受けようとする申請でございます。
議案書5ページをご覧ください。
5号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。
6号は、〇〇の〇〇氏が、新規就農のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。
7号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。
議案書6ページをご覧ください。
8号は、〇〇の〇〇が、新規就農のため、〇〇の〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。
9号及び10号は、〇〇の〇〇氏と〇〇の〇〇が、それぞれが所有する農地を交換しようとする申請でございます。
11号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、現在利用権設定により借受けている農地について、所有権の移転を受けようとする申請でございます。
議案書7ページをご覧ください。
12号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。
13号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から贈与を受けようとする申請でございます。

14号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

15号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から贈与を受けようとする申請でございます。

議案書8ページをご覧ください。

16号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から贈与を受けようとする申請でございます。

17号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

議案書9ページをご覧ください。

18号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

以上15件、ご審議よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

ただ今事務局より説明がありました15件について、4号から順次、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますのでよろしくお願い致します。

議長 4～18号 問題ありません。

ありがとうございます。

地元の委員さんからは問題なしということではありますが、ほかに、ご意見、ご異議等はございませんでしょうか。

地区委員 異議なし。

議長 ありがとうございます。

「異議なし」ということですので、以上15件を原案どおり許可することといたします。

農地法第4条関係

議長 つぎに、議案書、10ページ、議案第2号、農地法 第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

まず、議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局 議案書11ページをご覧ください。

1号は、〇〇の〇〇氏が、貸住宅を建築しようとする申請ござい

ます。

以上1件、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今事務局より説明がありました1件について、地元委員さんのご意見を伺いたしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

地区委員 1号 問題ありません

議 長 ありがとうございます。
地元の委員さんからは問題なしということですが、ほかに、ご意見、ご異議等はございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。
「異議なし」ということですので、以上1件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農地法第5条関係

議 長 つぎに、議案書12ページ、議案第3号、農地法 第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。
まず、議案内容について事務局から説明いたします。

事務局 議案書13ページをご覧ください。

1号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、19棟の建売住宅を建築しようとする申請でございます。

2号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

3号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

4号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

5号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

議案書14ページをご覧ください。

6号は、〇〇の〇〇氏ほか1名が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

7号は、〇〇が、〇〇の〇〇から使用貸借権の設定を受け設置した太陽光発電施設の3年間の一時転用期間が満了となることから引き

続き 3 年間の一時転用許可を受けようとする申請でございます。なお、パネル下部で栽培する作物はアオキ等で、今回が 3 回目の更新でございます。

議案書 15 ページをご覧ください。

8 号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、露天駐車場及び農業用機械置場に転用しようとする申請でございます。

本件は是正案件であり、申請地は 7 年前から譲受人が借受け、農業用機械置場や組合員の駐車場として利用されてきました。このたび、当該地を取得するにあたり専門家に手続きを依頼したところ、違反転用であることが判明いたしました。このことを知った譲受人は深く反省し、「農振法及び農地法についての認識と理解が乏しく申し訳ありませんでした。これからは法律を遵守いたしますので寛大な処置をお願いいたします。」との始末書が提出されております。

以上 8 件、ご審議よろしくをお願いいたします。

ただ今、事務局より説明がありました 8 件について、1 号より順次、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

地区委員 1～8 号 問題ありません。

議 長 ありがとうございます。

地元の委員さんからは問題なしということではありますが、ほかに、ご意見、ご異議等はございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上 8 件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農業振興地域整備計画変更関係

議 長 つぎに、議案書 16 ページ、議案第 4 号、農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 議案書 17 ページをご覧ください。

位置図及び地番図は 18 ページとなります。

1号であります。申請人である〇〇の〇〇氏は、妻と共に申請地近隣の借家に居住しておりますが、現在の住まいが既に手狭になっており、将来子どもを授かったときには、両親の手助けが必要となることを考慮し、父親が所有する土地から自己住宅の建築を検討した結果、申請地以外には適地がないため、農用地区域から除外をしようとするものでございます。

以上1件、ご審議よろしくお願いたします。

議長 　ただ今、事務局より説明がありました1件について、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願をいたします。

地区委員 　1号 問題ありません。

議長 　ありがとうございます。
地元の委員さんからは問題なしということですが、ほかに、ご意見、ご異議等はございませんでしょうか。

委員一同 　異議なし。

議長 　ありがとうございます。
「異議なし」ということですので、以上1件を原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願

議長 　つぎに、議案書19ページ、議案第5号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、を議題といたします。
まず、議案内容について事務局から説明いたします。

事務局 　議案書20ページをご覧ください。
贈与税の納税猶予を受けている者が、特例の適用を継続して受けるためには、租税特別措置法第70条の4第27項の規定により、3年ごとに税務署への届出を行う必要があります。その際、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を添付することとなっているため、証明願が提出されたものでございます。

1号であります。特例の適用を受けた農地は14筆で、そのうち13筆につきましては適正に管理されていることを確認いたしました。〇〇番につきましては、令和〇〇年〇〇月〇〇日に農地法第5条第1項に基づく許可を受け、現在は住宅の敷地に転用されておしま

すことから、租税特別措置法第70条の4第36項の規定に基づき、当該農地の所在地の所轄税務署に転用行為があった旨を通知することとしております。

以上1件、ご審議よろしくお願いたします。

議長 ただ今、事務局より説明がありました1件について、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願をいたします。

地区委員 1号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。
地元の委員さんからは問題なしということではありますが、ほかに、ご意見、ご異議等はございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。
「異議なし」ということですので、以上1件を原案どおり承認することとし、農業経営を行っている旨の証明書を交付することといたします。

農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について

議長 つぎに、議案書21ページ、議案第6号、農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 議案書22ページをご覧ください。
件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申出書を確認し、耕作に供すべき農用地の全てを効率的に利用し、耕作に必要な農作業に常時従事しているかなど、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の要件を満たしていることをご報告いたします。

詳細につきましては、議案書23ページから58ページとなっております。

このたび意見照会のありました農用地利用集積等促進計画（案）のうち、権利設定の件数は、161件、面積が、52万5,706㎡、権利移転の件数は、1件、面積が8,896㎡、所有権移転の件数は、3件、面積が、8,444㎡となっております。

以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案書30ページの整理番号28号及び30号、48ページの整理番号128号の借受人、議案書52ページから54ページ、整理番号150号から153号の借受人は新規就農者であり、地元の委員さんに面接を行っていただいておりますので、それぞれ面接を担当した委員さんから報告をしていただきたいと思います。

まず、28号、30号及び128号の借受人について、桑原俊樹委員さん、よろしくお願いいたします。

桑原俊樹委員 3月23日に小松サービスセンターにおいて真鍋委員と共に面接を行いました。中間管理機構を通じて農地を借り受けようとするものでありますが、以前より農業に興味があり家庭菜園などをしており、今後は認定農業者の取得を考えているとのことでもあります。農業機械については今後随時購入予定とのこと。農地としての管理をすることを確約しており、就農については特に問題はないと思われま

議長 ありがとうございます。

つづきまして、150号から153号の借受人について、高橋寿夫委員さん、よろしくお願いいたします。

高橋寿夫委員 3月23日に丹原サービスセンターにおいて武田委員と共に面接を行いました。主に水稻ときゅうりを栽培予定であります。本人は幼少期から農業の手伝いをしており、前職の退職を機に、中間管理機構を通じて農地を借り受け本格的に就農するものであります。農機具については祖父から譲り受けるとのことであり、JA等関係者から指導を受けながら営農をしていくとのことでもあります。農地管理等の説明をし、適正な管理を確約しており就農について問題はないと思われま

議長 ありがとうございます。

桑原俊樹委員さんをはじめ、面接に携わっていただきました委員のみなさん、大変お忙しい中、お世話になりました。

先ほど事務局より一括して説明がありましたが、この件に関しまして何かご意見・ご異議等ございませんか。

(徳増委員挙手)

徳増靖記委員 40ページの整理番号87番について質問ですが、貸し手と借り手

が同一になっているのですが、理由の説明をお願いします。

(桑原俊樹委員挙手)

桑原俊樹委員 その件については、私から説明します。この3筆については、現在小松町一本松・新屋敷地区で中間管理機構のほ場整備を行っているところでありまして、この事業では一度中間管理機構へ貸して中間管理機構から担い手へ貸し付ける制度のほ場整備の仕組みとなっている。そのため、土地所有者である〇〇から認定農業者の〇〇へ中間管理機構から貸し付けるものであり、その中での事務的な手続きとなっておりますことから貸し手と借り手が同一となっております。

議 長 議案書において、このようなケースの場合事務局でわかるような表示をして対応してもらえたらと思います。

事務局 わかりました。

議 長 そのほか何かご意見ありませんか。

委員一同 異議なし

議 長 『異議なし』ということですので、以上、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします

最適化活動の目標の設定等

議 長 つぎに、議案書59ページ、議案第7号、令和8年度 最適化活動の目標の設定等（案）について、を議題といたします。
まず、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 農業委員会は、最適化活動の目標を設定し、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標達成状況について点検・評価して、その結果を公表しなければならないとされており、国により最適化活動の目標等を4月末までに公表し報告することが定められておりますことから、令和8年度の最適化活動の目標設定（案）について、お諮りするものです。

それでは、議案書60ページをご覧ください。

Iの農業委員会の状況（令和8年4月1日現在）の「2 農家・農地等の概要」についてですが、総農家数、農業経営体数、基幹的農業

従事者数は直近の農林業センサス等に基づいて記入することとなっておりますが、最新の2025年調査の結果がまだ公表されておられませんので、2020年調査の結果を記入しております。今後、最新の調査結果が公表され次第、修正させていただきたいと思っておりますのでご了承くださいませようお願いいたします。

61ページをご覧ください。

「Ⅱの最適化活動の目標」ですが、「1の最適化活動の成果目標の(1)の農地の集積の②の目標」につきましては、本市の農業経営基盤強化促進に関する基本構想で、集積率の目標を令和13年度時点で60パーセントとすることが定められておりますので、前年度と同様に、これを農業委員会の目標設定とします。

次に、「(2)遊休農地の解消」についてです。

令和7年度の利用状況調査により、緑区分の遊休農地（人力や農業用機械で草刈り等を行うことにより直ちに耕作することが可能な農地）面積が54ヘクタール、黄区分の遊休農地（草刈りや農業用機械では直ちに耕作することはできないが、基盤整備を実施して農業利用すべき農地）面積が56ヘクタールで、合計110ヘクタールが1号遊休農地面積となっております。

②の目標の考え方についてです。

「ア 既存遊休農地の解消」の表にあります令和3年度の利用状況調査で判明した「緑区分」の遊休農地を令和4年度から8年度までの5年間をかけて解消することとされており、73ヘクタールを解消するためには、毎年度約15ヘクタールの解消が必要となりますので、「緑区分の遊休農地の解消目標面積」を15ヘクタールとします。

「イ 新規発生遊休農地の解消」ですが、国により「前年度に新規発生した緑区分の遊休農地を解消目標面積」に設定することとされており、農地パトロールにより判明した16.5ヘクタールを目標とします。

62ページをご覧ください。

「(3)新規参入の促進」についてです。

②の目標ですが、新規参入者への貸付等について同意を得た農地を公表することになりますが、その目標の面積については過去3年分の各年度の権利設定等の面積の平均の1割以上となるように設定することとなっており、56.6ヘクタールが目標面積となります。

「2 最適化活動の活動目標」についてです。

「(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標」ですが、全国農業会議所から示されております月10日を目標とします。

「(2)活動強化月間の設定目標」は、8月から10月までの3か月を強化月間として「農地パトロールによる遊休農地の状況確認」とします。

「(3) 新規参入相談会への参加目標」としては、昨年11月に開催されました産業祭において、女性の委員さんにご参加いただき、農業委員会の活動内容の周知や来場者からの相談対応を実施していただきましたが、今年度もまた、この活動を実施していただきたいと考えており、目標として設定させていただいております。
以上、簡単ではございますが、本案の説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。
以上、提案いたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。
委員の皆さん、何かご意見・ご質問等はございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 ありがとうございます。
『異議なし』ということですので、以上1件、原案どおり承認することといたします。

報告承認案件

議長 それでは最後になりますが、議案書63ページ、報告承認案件について、事務局より報告をいたします。

事務局 それでは、ご報告させていただきます。
令和8年2月16日から、令和8年3月13日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知36件を受理するとともに、地区委員と協議し、非農地判断を1件行っております。ご対応くださった委員さん方、誠にありがとうございました。
以上報告案件について、ご了承をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
何かご意見、ご質問等ありませんか。

(意見なし)

議長 意見等もないようですので、報告承認案件を終了いたします。
以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。この際ですので、皆さんの方から何かご意見等がございませんか。

(意見なし)

議長 ないようですので、本日の総会はこれで閉会といたします。慎重審議、ありがとうございました。

8. 議案結果

| | | |
|-------|--------------------------------|------|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について | 原案承認 |
| 議案第2号 | 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について | 原案承認 |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について | 原案承認 |
| 議案第4号 | 農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について | 原案承認 |
| 議案第5号 | 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について | 原案承認 |
| 議案第6号 | 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見の決定について | 原案承認 |
| 議案第7号 | 令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)について | 原案承認 |
| 報告事項 | 報告承認案件(農地法第18条6項に係る通知等) | |

9. 閉会の日時

令和8年4月6日 午後2時57分